

令和 7 年 第 5 回
筑紫野市議会定例会

提案内容補足説明書

筑 紫 野 市

令和 7 年 8 月 2 9 日提案

(余白)

令和7年第5回筑紫野市議会定例会議案提案内容補足説明目次

| | | |
|--------|--|----|
| 報告第10号 | 専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて） | 5 |
| 議案第48号 | 筑紫野市印鑑条例及び筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 9 |
| 議案第49号 | 筑紫野市職員の育児休業等に関する条例及び筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 19 |
| 議案第50号 | 筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | 29 |
| 議案第51号 | 工事請負契約の締結について | 31 |
| 議案第52号 | 令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第5号）について | 33 |
| 議案第53号 | 令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について | 35 |
| 議案第54号 | 令和7年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）について | 37 |
| 議案第55号 | 令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について | 39 |
| 議案第56号 | 令和7年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について | 41 |

(余白)

提案内容補足説明書

報告番号 第10号

建設部 建築課

議案名 専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）

（ 説 明 ）

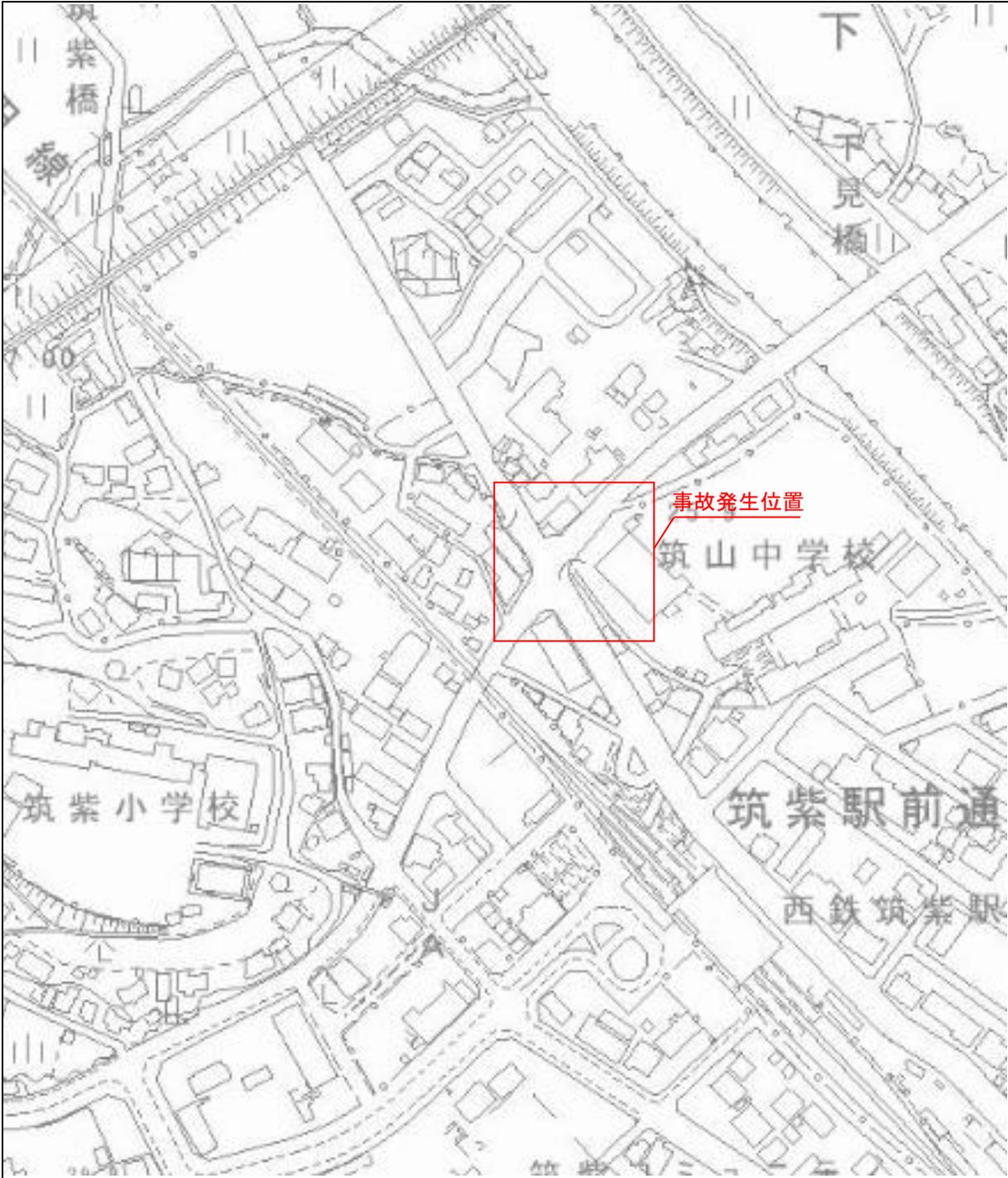
令和6年12月26日（木）午前9時35分頃、筑紫野市大字下見585番地付近の車道上において発生した物損事故の損害賠償の額を定めることについて、専決処分の承認をお願いするものです。

詳細については、別紙「公用車事故に関する報告書」のとおりです。

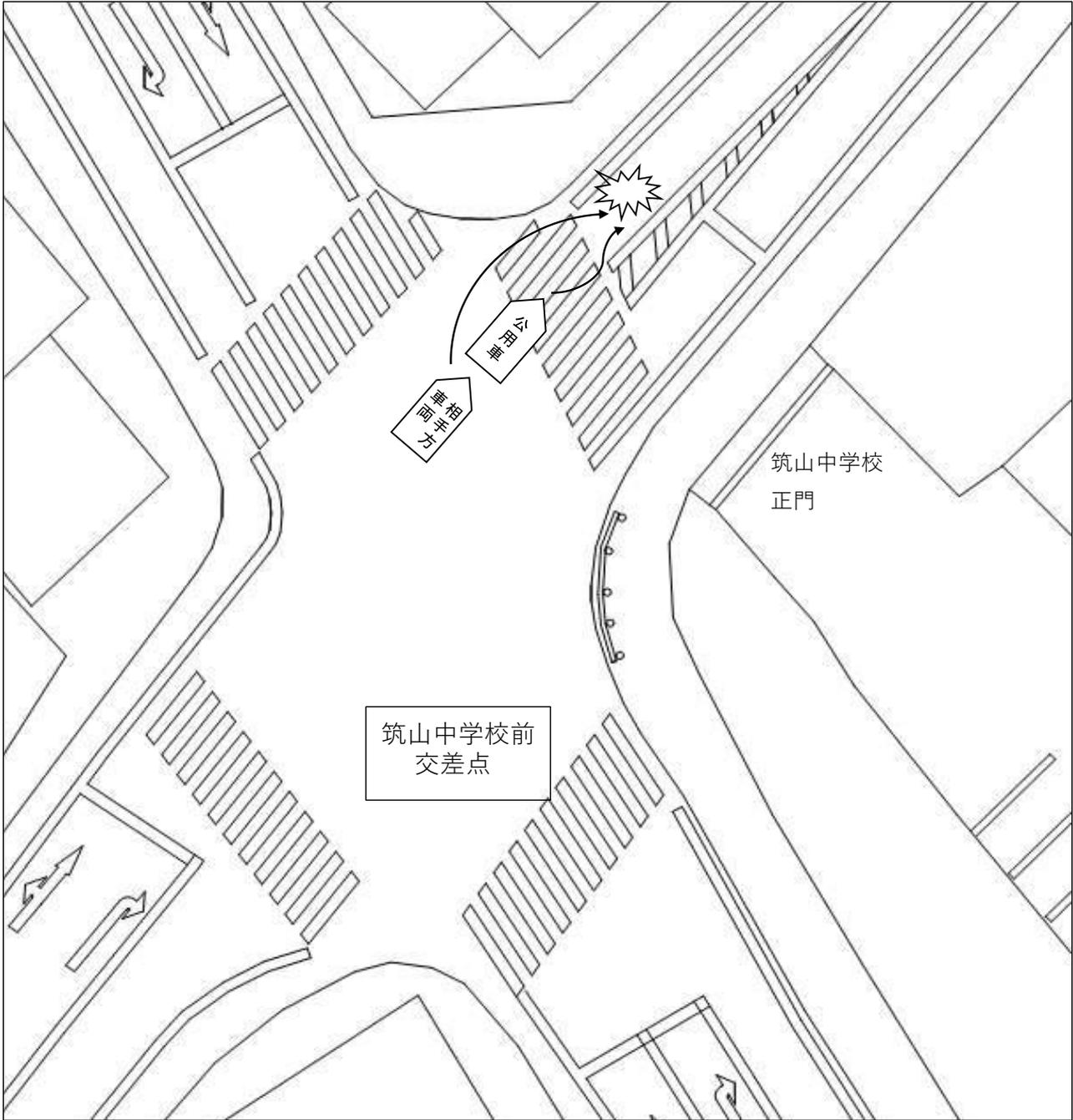
公用車事故に関する報告書

- 1 事故発生日時 令和6年12月26日(木) 午前9時35分頃
- 2 事故発生場所 筑紫野市大字下見585番地付近
- 3 公用車運転者 建設部建築課職員
- 4 相手方 法人(市外所在)
- 5 事故の概要 現場打合せのため、筑山中学校へ入ろうとしたところ、正門が閉じていたため、元の車線に戻ろうとした際、追い越ししてくる車両に気づかずに右側後方部に接触した。
- 6 相手方の被害状況 右側後方部のドア及びフェンダーの凹み・塗装はく離
- 7 事故賠償額 金115,000円
- 8 添付書類
 - ・事故現場位置図
 - ・事故現場状況図

事故現場位置図



事故現場状況図



提案内容補足説明書

議案番号 第48号

企画政策部 企画政策課

議案名 筑紫野市印鑑条例及び筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき、標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行を令和7年度末までに実施する予定となっております。

システムの標準化に伴い、印鑑登録の廃止に伴う手続きが一部変更となることから、廃止の手続きについて規定している条例を改正するものです。

併せて、標準化したシステムでは住民登録されていない者を管理するための機能を実装することとなりますが、当該機能を利用する事務は個人番号の独自利用に該当することから、独自利用事務を規定する条例を改正するものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市印鑑条例新旧対照表(第1条関係)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(登録申請の確認) 第4条 (略) 2 (略) 3 前2項の確認ができないとき、前項の照会に対し規則に定める期間内に回答書の特参がないとき、登録申請が本人の意思に基づかないものであることが明らかになったとき又は市長が不適当と認めるときは、当該登録申請を受理できない。</p> <p>(登録廃止の届出) 第10条 (略) 2 前項の届出は、第3条第2項____の規定を準用する。</p> | <p>(登録申請の確認) 第4条 (略) 2 (略) 3 前二項の確認ができないとき、前項の照会に対し規則に定める期間内に回答書の特参がないとき、登録申請が本人の意思に基づかないものであることが明らかになったとき又は市長が不適当と認めるときは、当該登録申請を受理できない。</p> <p>(登録廃止の届出) 第10条 (略) 2 前項の届出は、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。</p> |

筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例新旧対照表(第2条関係)

| 新 | 旧 | | | | |
|--|--|----|---|----|----|
| <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務、市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務並びに市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表第1(第4条第1項関係)</p> | <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務</p> <p>_____とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1(第4条第1項関係)</p> | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1270 1832 1361 2011">機関</td> <td data-bbox="1270 1099 1361 1832">事務</td> </tr> </table> | 機関 | 事務 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1270 920 1361 1099">機関</td> <td data-bbox="1270 190 1361 920">事務</td> </tr> </table> | 機関 | 事務 |
| 機関 | 事務 | | | | |
| 機関 | 事務 | | | | |

| 新 | | 旧 | |
|---------------------|---|---------------------|---|
| (略) | | (略) | |
| 10 市長 | 筑紫野市中心身障害者扶養共済制度掛金の補助に関する条例(昭和45年筑紫野町条例第18号)による心身障害者扶養共済制度の掛金補助に関する事務であって規則で定めるもの | 10 市長 | 筑紫野市中心身障害者扶養共済制度掛金の補助に関する条例(昭和45年筑紫野町条例第18号)による心身障害者扶養共済制度の掛金補助に関する事務であって規則で定めるもの |
| 11 市長 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの | | |
| 12 教育委員会 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの | | |
| 別表第2(第4条第1項及び第2項関係) | | 別表第2(第4条第1項及び第2項関係) | |
| 機関 | 事務 | 機関 | 事務 |
| 1 市長 | 筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 1 市長 | 筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| | 特定個人情報 | | 特定個人情報 |
| | (略) | | (略) |
| | 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づき条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下 | | 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づき条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下 |

| 新 | | 旧 | |
|------|---|------|---|
| | 「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの | | 「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの |
| | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | | (略) |
| 2 市長 | 筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 2 市長 | 筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| | (略) | | (略) |
| | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | | (略) |
| 3 市長 | 筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 3 市長 | 筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| | (略) | | (略) |
| | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | | (略) |
| 4 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の決定及び実施、就労自 | 4 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の決定及び実施、就労自 |
| | (略) | | (略) |
| | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | | 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する |

| 新 | | 旧 | |
|-----|--|---|---|
| 長 | 人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民関係情報」という。)であって規則で定めるもの | 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民関係情報」という。)であって規則で定めるもの |
| 5 長 | 筑紫野市地域生活支援給付費の支給に関する規則による地域生活支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 筑紫野市地域生活支援給付費の支給に関する規則による地域生活支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | (略) 住民関係情報であって規則で定めるもの |
| 6 長 | 筑紫野市障がい者更生訓練費支給規則による障がい者更生訓練費支給に関する事務であって規則で定めるもの | 筑紫野市障がい者更生訓練費支給規則による障がい者更生訓練費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | (略) 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 7 長 | 筑紫野市高齢者等住宅改造費助成事業実施規則 | 筑紫野市高齢者等住宅改造費助成事業実施規則 | (略) 地方税関係情報であって規則で定めるもの |

| 新 | | 旧 | |
|-------|--|--|---------------------------------------|
| 7 市長 | <p>筑紫野市高齢者等住宅改造費助成事業実施要綱による高齢者等住宅改造費助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(略)</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p> | <p>施要綱による高齢者等住宅改造費助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>定めるもの</p> |
| 8 市長 | <p>筑紫野市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(略)</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p> | <p>筑紫野市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>(略)</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| 9 市長 | <p>筑紫野市日常生活用具費の支給に関する規則による日常生活用具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(略)</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p> | <p>筑紫野市日常生活用具費の支給に関する規則による日常生活用具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>(略)</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| 10 市長 | <p>筑紫野市心身障害者</p> | <p>筑紫野市心身障害者</p> | <p>(略)</p> |

| 新 | | 旧 | |
|----------------|--|--|--|
| 10 市長 | <p>筑紫野市心身障害者 扶養共済制度掛金の 補助に関する条例に よる心身障害者扶養 共済制度の掛金補助 に関する事務であつ て規則で定めるもの</p> | <p>(略)</p> <p>住民票関係情報であつて規則で 定めるもの</p> <p>住民票関係情報であつて規則で 定めるもの</p> | <p>扶養共済制度掛金の 補助に関する条例に よる心身障害者扶養 共済制度の掛金補助 に関する事務であつ て規則で定めるもの</p> |
| 別表第3(第5条第1項関係) | | | |
| 情報照会機 関 | 事務 | 情報提供 機関 | 特定個人情報 |
| (略) | | | |
| 2 市長 | 生活保護法による 保護の決定及び実 施又は保護に要す る費用の返還に関 する事務であつて 規則で定めるもの | 教育委員 会 | 学校保健安全法に よる医療に要する 費用についての援 助に関する情報で あつて規則で定め るもの |
| 3 市長 | 住登外者宛名番号 | 教育委員 | 住登外者宛名情報 |

| 新 | | | 旧 |
|---------|--|----|------------------------------|
| 4 教育委員会 | 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの | 会 | であって規則で定 めるもの |
| | 住登外者宛番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの | 市長 | 住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの |

(余白)

提案内容補足説明書

(NO1)

議案番号 第49号

企画政策部 人事課

議案名 筑紫野市職員の育児休業等に関する条例及び筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

1. 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置や仕事と育児の両立を支援する措置を講じるため関係する条例の一部改正を行うものです。

2. 改正内容

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置（部分休業制度の拡充）

| | 改正前 | 改正後 |
|------|--|---|
| 対象職員 | 小学校就学前の子を養育する職員 | 小学校就学前の子を養育する職員 |
| 制度内容 | 勤務の開始時間又は終了時間において、1日につき2時間を超えない範囲で休業が可能。 | <p>① 第1号部分休業 1日につき2時間を超えない範囲で休業が可能。</p> <p>② 第2号部分休業 1年につき10日を超えない範囲で休業が可能。</p> <p>※対象職員は上記①②のいずれかを選択することが可能。</p> |

(2) 仕事と育児の両立を支援する措置

| 対象職員 | 措置内容 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人又は配偶者の妊娠、出産を申し出た職員 ・ 3歳未満の子を養育する職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供及び制度利用に係る意向確認。 ・ 職業生活と家庭生活の両立のため、家庭状況に起因する支障になる事情を改善するための配慮。 |

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関する必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(<u>第1号部分休業の承認</u>)</p> <p>第17条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年筑紫野市条例第9号)第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>(<u>第2号部分休業の承認</u>)</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関する必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(<u>部分休業の承認</u>)</p> <p>第17条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年筑紫野市条例第9号)第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>(<u>新設</u>)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|-------------------------|
| <p>第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間の第2号部分休業を承認することができる。</p> <p>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</p> <p>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</p> <p>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</p> <p>第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</p> <p>第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</p> <p>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>数に10を乗じて得た時間</p> <p>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</p> <p>第17条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したところその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第18条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない</u>場合には、筑紫野市職員の給与に関する条例第13条並びに会計年度任用職員給与第13条並びに会計年度任用職員給与第16条及び第24条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、筑紫野市職員の給与及び第21条に規定する勤務1時間当りの給与額を減額して支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第19条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとす</u></p> | <p>(新設)</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第18条 職員が<u>部分休業の承認を受けて勤務しない</u>場合には、筑紫野市職員の給与に関する条例第13条並びに会計年度任用職員給与第16条及び第24条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、筑紫野市職員の給与に関する条例第16条並びに会計年度任用職員給与第14条及び第21条に規定する勤務1時間当りの給与額を減額して支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第19条 <u>第12条の規定は、部分休業について準用する。</u></p> |

| | |
|----|---|
| 新 | 旧 |
| 20 | |

筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の4第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</p> <p>第15条の3 任命権者は、筑紫野市職員の育児休業等に関する条例(平成4年筑紫野市条例第3号)第20条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならぬ。</p> <p>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を</p> | <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>知らせるための措置</p> <p>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</p> <p>(3) 筑紫野市職員の育児休業等に関する条例第20条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家 庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発 生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障と なる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認す ための措置</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項にお いて「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、 次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号 において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を 知らせるための措置</p> <p>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確 認するための措置</p> <p>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する 対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが 予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改 善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</p> <p>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認 した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければなら</p> | |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>ない。</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第15条の4</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第15条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>に係る当該職員の意向を確認するための措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第50号

市民生活部 国保年金課

議案名 筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

今回の条例改正は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正により、健康保険証返還の求めに応じない国民健康保険対象世帯の世帯主に対し過料を科する規定が廃止されたため、同様に本条例を改正するものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市国民健康保険条例新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(過料) 第12条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合_____に おいては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。</p> | <p>(過料) 第12条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。</p> |

提案内容補足説明書

議案番号 第51号

教育部 文化・スポーツ振興課

議案名 工事請負契約の締結について

(説 明)

筑紫野市文化会館の老朽化した舞台照明設備を更新するものです。

詳細につきましては、以下のとおりです。

- 1 契約件名 文化会館舞台照明設備更新工事
- 2 工事場所 筑紫野市上古賀一丁目5番1号
- 3 工事概要 舞台調光設備更新
舞台照明設備更新
舞台照明設備配管配線工事
- 4 工事期間 自 議会議決を通知した翌日
至 令和8年8月31日

(余白)

提案内容補足説明書

(NO1)

議案番号 第52号

総務部 財政課

議案名 令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第5号）について

(説 明)

1. 令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第5号）

(1) 歳入歳出予算の補正 (単位：千円)

| 歳入歳出予算補正前の額 | 歳入歳出予算補正額 | 歳入歳出予算補正後の額 |
|-------------|-----------|-------------|
| 42,945,712 | 763,740 | 43,709,452 |

歳出予算補正の主な内容

2・1・8 15 基金積立事業（財政課）・・・p10

財政調整基金（令和6年度決算剰余金積立のため） 478,927千円

創生振興基金（令和6年度ふるさと応援寄附金積立のうち、令和6年度に積立できなかった金額を積み立てるため） 108,136千円

3・2・5 13 子どものための教育・保育給付事業（保育）（こども政策課）

・・・p10

扶助費増（第3子以降保育料無償化に伴い、財源変更及び扶助費を増額するもの） 1,820千円

3・2・5 35 届出保育施設等第3子以降保育料助成事業（こども政策課）

・・・p11

補助金皆増（第3子以降保育料無償化に伴い、届出保育施設等第3子以降保育料助成事業補助金を新設するもの） 30,870千円

4・1・3 9 産後ケア事業（こども家庭課）・・・p11

委託料増（利用者の増加に伴い、委託料を増額するもの） 6,600千円

提案内容補足説明書 継紙

(NO2)

9・1・3 57 生徒指導総合推進事業 (学校教育課)・・・p12

報償費増 (スクールカウンセラーが想定より多く派遣されているため、
報償費を増額するもの。) 2,334千円

9・2・2 21 二日市小学校校舎増改築事業 (教育政策課)・・・p12

単独工事費皆増 (基本設計の結果により、一部工事を前倒しして行う必
要が生じたため、単独工事費を増額するもの。) 72,532千円

歳入予算補正の主な内容

14・2・1 民生費負担金 (こども政策課)・・・p7

保育所運営費保護者負担金 (第3子以降保育料無償化に伴うもの)
△28,331千円

16・2・1 民生費国庫補助金 (こども政策課)・・・p7

子ども・子育て支援交付金 (定率) (産後ケア事業の増に伴うもの)
3,300千円

17・2・1 民生費県補助金 (こども政策課)・・・p8

第3子以降保育料無償化事業費補助金 (1/2) (第3子以降保育料無償化
に伴うもの) 30,509千円

17・2・3 衛生費県補助金 (こども家庭課)・・・p8

福岡県産後ケア利用促進費補助金 (1/4) (産後ケア事業の増に伴うもの)
1,650千円

20・1・1 基金繰入金 (財政課)・・・p8

公共施設等整備基金繰入金 (二日市小学校校舎増改築事業の増に伴うも
の) 36,266千円

提案内容補足説明書

議案番号 第53号

市民生活部 国保年金課

議案名 令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号) について

(説 明)

1. 令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)

(1) 歳入歳出予算の補正

(単位：千円)

| 歳入歳出予算補正前の額 | 歳入歳出予算補正額 | 歳入歳出予算補正後の額 |
|-------------|-----------|-------------|
| 9,698,822 | 124,450 | 9,823,272 |

歳出予算補正の内容

- 7・1・5 1 保険給付費等交付金償還金 (国保年金課)・・・p 8
 償還金 (償還額確定のため) 103,717千円
- 8・1・1 1 予備費 (国保年金課)・・・p 8
 予備費 (歳入超過分の収支調整のため) 20,733千円

歳入予算補正の内容

- 5・1・1 一般会計繰入金 (国保年金課)・・・p 7
 職員給与費等繰入金 (事務費補助金額の確定によるもの) △112千円
- 6・1・1 繰越金 (国保年金課)・・・p 7
 前年度繰越金 (令和6年度繰越金を計上するもの) 124,450千円
- 8・1・2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (国保年金課)・・・p 7
 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (定額)
 (補助額の確定によるもの) 112千円

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第54号

教育部 学校教育課

議案名 令和7年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算
(第1号) について

(説 明)

1. 令和7年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算 (第1号)

(1) 歳入歳出予算の補正 (単位：千円)

| 歳入歳出予算補正前の額 | 歳入歳出予算補正額 | 歳入歳出予算補正後の額 |
|-------------|-----------|-------------|
| 6,557 | 273 | 6,830 |

歳出予算補正の内容

1・1・1 1 奨学資金貸付事業 (学校教育課)・・・p14
貸付資金 (歳入予算増額による奨学資金貸付金の増額) 273千円

歳入予算補正の内容

2・1・1 一般会計繰入金 (学校教育課)・・・p13
一般会計繰入金 (令和6年度決算歳入超過のため) Δ 1,917千円

3・1・1 繰越金 (学校教育課)・・・p13
前年度繰越金 (令和6年度繰越金を計上するもの) 2,590千円

4・1・1 貸付金元利収入 (学校教育課)・・・p13
入学支度金立替金返還金 (返還額確定に伴うもの) Δ 400千円

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第55号

健康福祉部 高齢者支援課

議案名 令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について

（ 説 明 ）

1. 令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

（1）歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

| 歳入歳出予算補正前の額 | 歳入歳出予算補正額 | 歳入歳出予算補正後の額 |
|-------------|-----------|-------------|
| 7,929,272 | 186,027 | 8,115,299 |

歳出予算補正の内容

- 5・1・1 1 第1号被保険者保険料還付金（高齢者支援課）・・・p21
過誤納還付金（還付金不足見込みのため） 408千円
- 5・1・2 1 償還金（高齢者支援課）・・・p21
国庫支出金返還金（令和6年度超過交付分返還のため） 18,204千円
県支出金返還金（令和6年度超過交付分返還のため） 3,819千円
社会保険診療報酬支払基金返還金（令和6年度超過交付分返還のため）
16,697千円
- 6・1・1 1 予備費（高齢者支援課）・・・p21
予備費（歳入超過分の収支調整のため） 146,899千円

歳入予算補正の内容

- 4・2・2 地域支援事業交付金（高齢者支援課）・・・p20
過年度分（令和6年度分追加交付のため） 867千円
- 6・1・1 介護給付費負担金（高齢者支援課）・・・p20
過年度分（令和6年度分追加交付のため） 19,262千円
- 8・1・1 繰越金（高齢者支援課）・・・p20
前年度繰越金（令和6年度繰越金を計上するもの） 165,898千円

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第56号

市民生活部 国保年金課

議案名 令和7年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号) について

(説 明)

1. 令和7年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)

(1) 歳入歳出予算の補正

(単位：千円)

| 歳入歳出予算補正前の額 | 歳入歳出予算補正額 | 歳入歳出予算補正後の額 |
|-------------|-----------|-------------|
| 3,261,721 | 65,653 | 3,327,374 |

歳出予算補正の内容

2・1・1 1 広域連合納付金 (国保年金課)・・・p27

保険料等負担金 (令和6年度保険料等負担金精算分の額が確定したため)
63,894千円

4・1・1 1 予備費 (国保年金課)・・・p27

予備費 (歳入超過分の収支調整のため) 1,759千円

歳入予算補正の内容

4・1・1 繰越金 (国保年金課)・・・p26

前年度繰越金 (令和6年度繰越金を計上するもの) 65,653千円